議 長 日程第5「議案第56号平成28年度松田町一般会計補正予算(第6号)」を議 題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号平成28年度松田町一般会計補正予算(第6号)。平成28年度松田町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,589万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,581万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)第2条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願い申し上げます。 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長

長

議

それでは説明をさせていただきます。4ページをお開きください。第2表、 債務負担行為補正でございます。追加として、松田町地域集会施設等指定管理 委託料、またその下段、松田町児童館等指定管理委託料につきましては、萱沼 児童館を萱沼地域集会施設へと建てかえに伴います指定管理委託料の廃止、そ れから追加でございます。追加する債務負担行為につきましては、平成29年か ら32年までの4年分であるため、金額としては少なくなっております。

続きまして、(仮称)松田町住宅整備事業、平成29年から平成59年までの30年間、11億2,273万2,000円。こちらにつきましては、町屋地区住宅と籠場地区住宅の30年間の整備、維持管理、運営の総事業費を債務負担させていただくものでございます。

10ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。10ページ、歳入でございます。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金。節、障害者福祉費国庫負担金1,605万2,000円につきましては、障害サービス等給付に係る国の負担分、2分の1でございます。

続きまして、項の2、国庫補助金、民生費国庫補助金。臨時福祉給付金事業

費国庫補助金、こちらの22万6,000円につきましては、臨時福祉事業の賃金、 需用費に充当するもので、10分の10の補助でございます。その下段、老人福祉 費補助金43万2,000円につきましては、歳出で説明しますが、高齢者施設への 防犯対策に対する補助金同額を交付金で交付するものでございます。

続きましてその下段、社会保障・税番号制度システム整備費補助金18万4,00 0円でございます。当初予算の中間サーバー・プラットフォーム運営経費負担 金211万円を計上してございましたが、国庫補助が該当したために計上したも のでございます。電算管理費で財源補正をさせていただいております。

続きまして、県支出金、県負担金、民生費負担金。障害者福祉費負担金、こちらは障害福祉サービス等給付費に対する県の負担金4分の1でございます。

続きまして、県の補助金。節、地域防犯力強化支援事業補助金8万1,000円。 歳出で説明いたしますが、防犯カメラ設置工事に対する県の補助金でございま す。3分の1に充当してございます。

その下段、児童福祉費補助金367万9,000円につきましては、こちらも歳出で 説明いたしますが、保育緊急対策事業費補助金の2分の1を県の補助金として 歳入するものでございます。

続きまして、諸収入、雑入の雑入、2の配分金でございます。南足柄市外五ケ市町組合配分金。小田原、南足柄、大井、松田、山北、開成の1,000万円の線下補償がございましたので、1,000分の9の持ち分により9万円を計上するものでございます。

雑入でございます。287万3,000円の減につきましては、あしがら上地区資源 循環型処理施設整備準備室の人件費につきまして、職員が戻ってきましたので 減額をさせていただくものでございます。

1ページおめくりください。歳出でございます。総務費、総務管理費の町民 文化センター管理費、賃金166万4,000円でございます。職員の産休に伴う賃金 を計上させていただいております。

続きまして、電算管理費、負担金補助及び交付金の283万1,000円につきましては、番号制度のシステム変更分に対する国庫補助金対象外の負担金を計上してございます。自治基盤総合整備補助金が該当するため、2分の1が還付予定

でございます。

続きましてその下段、工事請負費。防犯カメラ設置工事26万4,000円につきましては、9月4日の店屋場公園での不審者の事件、また自治会要望等を踏まえまして、今後のモニター的な存在として防犯カメラ1台を設置させていただきます。

続きましてはその下段、負担金補助及び交付金。南足柄市外五ケ市町組合配分金3万6,000円です。9万円の配分金のうち40%を神山自治会に支払うものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費。説明欄、社会福祉業務に要する経費22万6,000円につきましては、臨時福祉給付金に係る経費で、賃金及び需用費でございます。こちらは10分の10の国庫補助金を充てられております。最下段、介護保険事業特別会計繰出金102万6,000円でございますが、介護保険システム改修費及び介護給付費に対する法定の繰出金でございます。

1枚おめくりください。目、老人福祉総務費の負担金補助及び交付金。説明欄、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金43万2,000円でございます。津久井やまゆり園での事件を受けまして、福祉施設への防犯対策に対する交付金でございます。人感センサー設置の2分の1を交付するもので、10分の10の国庫補助金が歳入してございます。

その下段、後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金138万5,000円の減額につきましては、負担金の精算に伴い減額するものでございます。

続きましてその下段、扶助費。障害福祉サービス等給付費3,151万円につきましては、更生医療の受給者がふえたための増額の補正をさせていただきます。その下段、償還金利子及び割引料274万7,000円につきましては、27年分の精算でございます。

続きまして、国民年金費。説明欄、町村共同システム改修費負担金21万6,00 0円につきましては、年金生活者支援給付費に伴うシステム改修費の負担分で ございます。こちらも自治基盤総合整備補助金が該当してございますので、2 分の1が還付予定でございます。

続きまして、児童福祉費の児童福祉総務費。償還金利子及び割引料173万3,0

00円につきましては、27年分の精算分として返還するものでございます。

続きまして、児童措置費。説明欄、保育緊急対策事業費補助金735万8,000円につきましては、定数を超えた園児を保育するための人件費に対する補助金2分の1は県費で歳入してございます。その下段、償還金利子及び割引料3万8,000円につきましては、27年度分の精算分でございます。

続きまして、衛生費の保健衛生費、予防費。償還金利子及び割引料18万円につきましても、27年分の精算による返還金でございます。

1枚おめくりください。環境対策費、負担金補助及び交付金。説明欄の有害 獣防止柵設置材料費補助金でございます。こちらは9月にも補正させていただ きましたが、申請が予定されているために補正をさせていただくものです。

続きまして、清掃費の塵芥処理費。説明欄、あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金152万3,000円の減につきましては、同会議の活動を縮小するということになったため、負担金を減額させていただくものでございます。

続きまして、土木費の都市計画費、下水道費。繰出金、下水道事業特別会計 繰出金590万につきましては、マンホール更新工事のほか下水道事業特別会計 への繰出金でございます。

続きまして、予備費につきましては2,809万円を減額させていただき、3,861万5,000円とするものでございます。18ページに、債務負担行為に補正がございましたので、関係する調書を添付してございます。後ほど御高覧いただければと思います。

説明は以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

5

野 1点だけお聞かせいただきたいと思います。債務負担行為についてでございますが、(仮称) 松田住宅整備事業ということで11億2,000万円。あの警察官舎の跡地を買い求めてから、払い下げを受けてから歳月がたたないうちにいち早く次の子育て支援住宅を建てようという、町長が常に申しておりますスピーディーに、スピーディーにということで、大変、本当にスピーディーに計画を立てられて、大変よろしいことだと思うわけです。

そんな中で建設事業としましては、PFI方式をとっていきたいということで、財政のない乏しい自治体にとっては、財政負担、軽減されるということで、もろもろのすばらしいPFI方式ということを考えられると、説明では考えられると思うんですが、ただ1点、このことについては、また後ほど特別委員会が設置されますんで、細かい点についてはそちらでお聞きしたいと思うんですが、PFI方式の導入の場合のこのリスクの分担についてなんですが、これは当然30年間ということで11億2,000万、債務負担行為を行うということでございます。

この30年間という長い年月の間には、俗に言う想定されなかったと、想定外のことも起こり得ることなんですね。それで、債務負担の相応の分担の話し合いというものは、この事業主が決まってから当然行われることと思いますが、ただ、私、この松田町はですね、特に国府津・神縄線というところにそこを建設しようというとこでございます。そのときに、ほかの全国の自治体とは違って、この分担に対しての、リスクの分担に対してですね、事業主との話し合いの中で、そういったところに立地に建設するということで、この分担に対しての松田町に対する影響が大いにあるのか、また、そういった場合のことも想定して当然話し合われることと思いますけど、お答えできる範囲で結構かと思いますんで、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

言った意味、わかりましたか。

定住少子化担当課長

御質問ありがとうございました。実はですね、民間さんが今、手を挙げていただいております。この事業の一番のデメリットについてはですね、民間さんが本当に手を挙げてくれるのかということで今、事業を進めてございます。当初、山北町さんがですね、この手法をやったときに、この事業を心配で手挙げないということで、直接ですね、町のほうが事業者さんのほうに町外のところにですね、行ってですね、お願いをしたという状況がございます。

今、手を挙げている代表事業者がおるんですけれども、その2事業、2つの事業者があります。どちらともPFI事業をやっている事業者なんですね。そこの方と今ヒアリングをしている中で、立地条件、また松田町の地質とか全部そうなんですけども、そういうのを踏まえた上でリスク分担をするという形ですね。ま

た、最終、12月の22日ですね、最終、今度は町の事業者さんを入れてですね、も う一度ヒアリングをします。その代表企業さんの中に今度、地元の業者さんがど んだけ入れるかというような仕組みも今つくっているところでございます。

その中でですね、災害時等のですね、リスク分担については、既存の建物の所有は町になります。なので、ほかの公共施設の保険と同じ形になると思います。 それ以上にですね、PFIのほうは、これが契約のほうも、今ですね、リスク分担を含めながら細かい契約をつくってございます。その中にはさらに建物の地震・災害等の保険に加入すると、義務を負うという形の明を記載をすることを今、民間さんと話し合っているところでございます。

また、金利の変動ですね。そちらのほうについてもですね、今、調整をしながらリスク分担。通常ですと災害時はインフレ・デフレ、また滞納等のリスク分担についてもですね、普通は町がほとんど負ってくる部分なんですけど、民間さんと今、話の中ではですね、なるべく民間さんに持ってもらうところは持ってもらうと。もちろん町が全部やるっていうことではなくて、それぞれの割り振りの分担を今、話の中で調整して、リスクとしては従来よりさらにリスクを減らすということのメリット、これは本当にメリットになると思うんですけれども、そういう先進事例としてですね、今PFIが進んできているということで進めておりますので、このリスク分担につきましては、またさらに細かく、民間さん、どこまでできるか、やっていただくか。国のほうもですね、そのマニュアルを出してるんですけれども、基本はそれに準じて、民間さん、ここは絶対負ってくださいと。

例えば滞納があった場合についての今考えている業者さんの話の中ではですね、 徴収業務を事業者さんが代行して行うというリスクをしょってもらいます。もし 多額のですね、滞納があった場合についてはですね、その業務を十分に履行でき ないとされて、SPCというか目的会社と町と協議をしてリスクをちゃんと定め ていくというふうに今考えている状況でございます。本当にデメリットの、民間 さんがですね、ここで今話の中でですね、事業の話を進めているんですけれども、 このまた時間とかが長くなってしまうと、その事業者さんもですね、ちょっとい ろんなヒアリングの中でいろんなことをちょっと言い始めてるので、そこはちょ っと心配なデメリットかなというふうに考えるとこでございます。以上です。 事 中 野 滞納とかね、なんていうのは小さな問題といったら失礼なんですけども、私 が一番大きなリスクというのはやはり地震、災害なんですね。これに当然のことながら地震保険というものが掛かってくると思うんですけども、そのときの、またどちらがどんだけの負担をね、大変、それだけの建物に対する地震保険となると高額なものになってくると思うんです。その辺のところがですね、私も、私以外の同僚議員もリスク分担についての、どちらがどれだけの分担を負うのかということが一番のこのPFI方式に対してのちょっとわからないところであり、また私たちの不安なところなんです。

したがいまして、これからまだまだじっくりと話し合うということでしょうから、ぜひぜひ事細かく、それで将来に不安を残さないようなやり方をしていっていただきたいと思います。これで質問を終わります。また細かい点については特別委員会のほうで。ありがとうございます。

12番 大 舘 1点だけお願いします。環境対策費のですね、有害獣防止柵の補助金ですけれども、今まで金網式の柵はずっと長い間続けてきたわけですけども、設置した当初は2~3年は本当に被害を防げるんですけども、あの金網の針金さえシカが切って入り込んじゃうと、余り効果がないんですよ。ですから資材を変えなければ、当初の2~3年だけ効果あればいいってもんではないんで、その辺を検討したほうがいいのかなっていうふうに感じてます。

寄の猟友会も、松田の猟友会もですね、設置された金網のあの巡回・巡視はやってますけれども、何度直しても絶対そこは通り抜けちゃうと、それがありますので、できればメッシュ、コンクリートで詰めるあのメッシュね、あれが、兵庫県なんかは、みんなほとんどあれなんですよ。今の金網だと寄っちゃうんですよ。ただ、この横の線にこれ巻いてあるだけなんで、三枝のすごい大きなやつがすぽっと抜けちゃう。追われるとね。そんな程度の柵、金網なんで、資材を変えたほうがいいと思うんですけども、それ検討してもらえるかどうか、ちょっとお願いいたします。

副 町 長 観光経済課長、欠席させていただいてます。また過去にですね、私も環境経済課のときに担当しておりましたので、私のほうから御回答させていただきます。この要綱につきましては、平成19年ですか、要綱を設置させていただいて

ですね、補助制度を開始させていただきました。当時、今、大舘議員申されましたように、シカ柵、専用柵っていうんですかね、使用させていただきました。その一つの利点としてはですね、資材が軽いと、持ち運びができるという、当然、山間部を対象にしていましたので、そういった部分でですね、施工のしやすい、いうような利点もありましたので、その柵を使って、そのままですね、この補助制度にもですね、使わさせていただいた経緯がございます。

また、その後ですね、平成27年度には電気柵も有効ではないかということで、今現在、電気柵についてもですね、この補助の要綱の中でですね、資材として利用させていただいてます。やはりこれは効果があらわれなければならないという部分もございますので、その辺はですね、十分検証して。まただんだんだんだんだん、その設置場所がですね、何ていうんですか、民家に近い部分にもなってきましたので、その持ち運びという部分につきましても、農家の方がですね、設置が可能であれば、当然これ見直しをさせていただきながらですね、資材については検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

12番 大 舘 わかりました。今、電気柵という話もありましたけど、電気柵でも、あれ、
イノシシがあれになれちゃうと平気で出入りしちゃうんです。それで、電気柵、
一番デメリットは、雑草が生えて、それショートしちゃうと何にも効果ないんですよ。夏場はそれこそ毎日のように見回って、その線に当たってる部分を取り除かないと効果がないんで、それになれちゃうこと自体が、もう既にありますのでね。あれもかなり高いんで、できれば、今一番効果的なのはメッシュ、ベニヤ板ぐらいの大きさのが、あれも持ち運びも2枚とか3枚程度でできる、あれもかなり安価なのがあるんでね、できればそういうのも対象にしてもらって、極力効果が長続きするものに変えていかないと、毎年毎年せっかく設置したのに出入りされちゃうという、効果が出ないんでは意味がないんで、十分検討していただければありがたいと思いますんで、よろしくお願いします。以上、終わり。

1 1 番 鈴 木 1 点だけお伺いさせていただきます。13ページの、今、課長の話は防犯カメ ラ、どういう事故があって、あそこにつけるんだか、ちょっとよろしく。9月 4日にあったという。

安全防災担当課長

ただいまのですね、御質問の防犯カメラの設置場所につきましてはですね、 ここで補正で認めていただいてからですね、これから自治会さん等の要望も伺っておりますので、その中で検討させていただくということでですね、まだ場所の指定はしてございません。

2点目のは、ちょっと小学生の女の子に対してですね、ちょっと余り詳しく は言えないんですけど、まあ、というところで。

11番 鈴 木

これね、今、神奈川県、ここで防犯カメラについて各市町村の話を聞いて、それで今、補正、補助を皆さんやってあげようということで今、神奈川県がすごく今これ乗り気なんですね。ですから、松田署と相談させていただきながら、こういうときのこの機会に安全・安心の町にするために、安全・安心の町で名前を売ってんですから、安全・安心の町にするために早く署に言って。何しろ南も6個、何か南足柄市も6個、今つけるということで、ここで皆何かそういうことを言っているので、松田町も負けずに補正をもらえるときにもらっていただいて、つけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ちょっと署と相談させてもらえる。

安全防災担当課長

今回の補正につきましてはですね、来年度以降ですね、どのような形で取り 組んでいくか、また初めてですね、プライバシーに関する地域の通学路等に入 っていきますので、モデル事業としてですね、今回は実施させていただいて、 来年度以降どのような形の取り組みができるかという検証もさせていただきた いんで、今回は補正という形の対応をさせていただきました。

前回のですね、9月の議会の中でもこの防犯カメラにつきましては御説明させていただきましたように、よく松田署もありますが、やっぱり地域の方のやはり御理解がやはり一番ということになりますので、その地域の方とのですね、自治会長さんを通じていろいろお話をさせていただいた中でですね、それらについて今回モデルとして実施させていただいて、次回以降のですね、我々の検討材料とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

11番 鈴 木 結構です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

2 番 田 代 17ページをお願いいたします。17ページの繰出金です。下水道事業特別会計 繰出金と。これについて年度当初、新年度の予算で起債相当額、これが毎年、 計上されているという認識をしております。下水道を整備したときの整備工事 費、イニシャルコストの借金の部分について一般会計で見ていくと。あと維持 費については、下水道料ですか、その中でやっていくというふうに認識してお ります。そのような中で今回、起債の関係と、あとマンホールの更新というこ とで、特別会計のほうでもこれからあした審議する中に出ているんですけれど も、修繕費が出ててちょっと意外だったんですけれども、これまでもこういっ たことはあったのか、その辺についてお伺いいたします。

環境上下水道課長

修繕費の関係ですけれども、毎年ですね、大規模な工事を当初予算で予定をいたしまして、それについては起債対応というふうな形をしております。ただ、重要な幹線とかそういったところのマンホールのふたとかですね、そういう小規模な修繕、何カ所が出てくるわけなんですが、それについては、ここ私が着任してからは、毎年ですね、出てきてしまっていると。出てきてしまっているという言い方はおかしいんですが、ふぐあいが発見され、それに対する対応をしているところでございます。

2 番 田 代 小規模のそういった補修については、その都度こういった形で一般会計から 繰出金としていただいたものを財源として対応していると。こういうふうに考 えてよろしいわけですか。

環境上下水道課長 ある程度はですね、当初予算の中で使用料を充てるような予算は組んでいる んですけれども、やはりその分がどうしても緊急ということになりますと、財 源確保できずにということになりますので、こういった対応になる場合がある ということでございます。

2 番 田 代 今この質問をさせていただいたのは、9月の定例議会で議案第42号で下水道 の使用料の改定について、私ども産業厚生常任委員会に付託されております。 その中でいろいろ議論していくと、18.7%の改定率で付託されました。これに ついて、受益者負担の原則に基づいて、維持管理費の不足分を補うために使用 料を値上げしてほしいということが趣旨であったと認識しております。4年前 に一度改定したときに、38%の改定、1.38倍の料金の値上げでした。これについて、すごい上がってしまうんで受益者の人が大変だということで20%に修正議決して、その積み残し分を今回に議案を提案されたと思います。

そこでお伺いしたいのが、この18.7%を改定したことによって、この小規模な補修ですか、これが使用料で賄えると、そういう解釈でよろしいわけですね。これから、このような小規模の補修は出てこないという解釈でよろしいかどうか、それについてお尋ねいたします。

環境上下水道課長

それはですね、どうでしょう、当初予算のときの配分の組み方によると思うんですね。当初予算のときに、では使用料の値上げ分を例えば繰出金を減らすために使うってことになりますと、今年度と同じような状況になります。使用料がふえる見込みの分を、一般会計からの繰入金をそのまんま減らすっていう形になりますと、現在と同じような形になります。逆にふえた分をこういった使用料というか、そういうものに充てといていいぞということであれば、こういったことはなくなるという。どうですかね、うまく説明できたかわからないんですけども。

2 番 田 代 私の認識は、年度当初の繰出金については、起債の返済に充てる。起債相当額を繰出金で出しているよと、あとの維持管理は使用料と自主財源でやっているよという認識なんですよ。ところが、その使用料が、維持管理費の要するに補修費を出せないぎりぎりのとこで安いから、やっていけなくなってしまったときに、こういう形で一般会計から繰り出してもらっていると。それをある程度補正するために、ここで値上げの提案をしたのではないかと。それが行われれば、繰出金は、この補修のための繰出金は出す必要がないんではないかと。ですから、今、課長が言われたのが、繰出金を上げ下げするというのは、私は起債の要するに相当額を繰出金で見てるって考えですから、かみ合ってないんですけども、その辺はどうでしょうか。

環境上下水道課長

原則論として、資本費の回収に繰出金を充てるというのが、それは原則論で ございます。現状はそれ以上、今まで基準外繰入金という言葉を使わせていた だいていると思いますけども、基準内繰入金は議員おっしゃったとおりの考え 方です。現状は基準外の部分が発生してしまっておりますので、その部分が今 回、改善されると、18.7%改善されるということなので、全額をその繰入金のほうに値上げ分をこう入れかえれば、入れかえるとすると、喫緊の修繕などにはちょっと対応ができない状況になる。あるいは来年、その分少し工事費として見ておけよということであれば、その工事費の中で対応ができるということでございます。

副 町 長 ちょっと補足させていただきます。やはり田代議員おっしゃるようにですね、一般会計からの繰入金、これにつきましてはですね、過去の整備費の起債のですね、償還金に充てるというのが基本だと思います。今、御審議いただいてるですね、使用料の値上げ、これは当然、受益者の関係ですので、当然、修繕費等に上げていかなきゃならない。もう既にですね、供用開始をしまして28年たっております。やはり今後ですね、その維持管理も含めてですね、施設の更新というのが出てくると思います。この辺はやはり今年度見直しをしていただいてますけれども、これはやはり3年、4年という中でですね、スパンで使用料の見直しをさせていただいた中でですね、その更新計画、また修繕計画という部分にですね、充てていかなければならないかというふうに考えております。ですから、考え方はやはりそういう修繕、更新計画についてはですね、受益者の方々のですね、使用料をもって対応をしていくのが基本というふうに考えております。以上です。

2 番 田 代 よくわかりました。御丁寧な回答ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 番 平 野 もう一度、債務負担行為のほう伺いたいことがありますが、今まで、先ほど 中野議員もリスクマネジメントのこととかも聞いてくださっているんですが、 私もそこのとこも気になっているんですが、それと同時にやはり説明の中では PFIの何かそのメリットを主に聞かせていただいたという印象があって、何 か本当に悪いことは聞かなかったというような印象があって、やっぱり松田に とって初めてのPFIで、しかもとても大きく、また長期にわたるものであって、本当にこのデメリットがない方式なのか、PFIというものが。そこのと ころをもう少しお聞かせ願えたらなと思うんです。

それで、なかなかPFIの説明の方も、こういう方式で町営住宅というか、

そういうものをやるのも、まだ件数が少ないという話をされていたような記憶がするので、実際にその似たようなものは今のところ山北ですか、にあるぐらいだということなので、なかなかその先行例として失敗例を見つけるのは難しいのかなって思うんですけれども、リスクマネジメントと絡めて、何かそういう極力失敗のおそれというのを想定外のことをなるべく想定しなければと思うので、ちょっと何かその辺のところで、もし何かそういう先行例があるようでしたら教えていただきたい。

1 番 平 野 はい。あともう一つは、ちょっとこの間も全協で言ったかなと思うんですけれども、やはりこの賃貸住宅を建てるということで、その出口戦略ですね。結局、賃貸のところで優遇してせっかく住んでもらったとしても、住み続ける選択として、やはり持ち家の作戦というのをどういうふうにつくっていくのかという、そこのところをもうちょっとはっきり聞かせていただければと思います。

定住少子化担当課長

御質問ありがとうございます。まずですね、PFIのデメリットとリスクについてはですね、山北町さんの事例もございます。先行しているいろんなところにちょっと聞いてございます。本当にどこがデメリットかということでお聞きした中ではですね、公共、町がですね、今まで事業的な部分でやっていく技術あるいは財政面、法律の部分で、着手するまでに非常に時間がかかると。町に対して。その準備、手続時間に非常にかかってしまうということで、公共としてのデメリットを挙げています。

あとはですね、ちょっと先ほども言ったんですけれども、民間事業者ですね。 こちらがですね、特定目的会社というものをですね、立ち上げるということで、 専門的な知識がないと参入がすごい難しいということを聞いてございます。また、 資金ですね、あとは事業展開あるいは家賃収入の確保等々ございまして、そうい う全部のリスクを負える事業者さんの参入ということの可能性があるかどうかと いうことが一番のデメリットということで、ちょっと聞いたところはですね、山 北さんはもちろんなんですけど、あと6事業所からですね、聞いてございます。 そちらにつきましてもですね、事業が展開したときにはですね、今のところBT 〇方式というところでやっておりますので、基本的には町が所有して維持管理し ていくということでございます。

失敗事例でございます。おおむねですね、このPFI事業は527事業ございます。現在ございまして失敗事例、全部聞きました。4事業ございます。4事業のうち1つの事業は一回倒産をして、SPCが倒産をした後にもう一回再生をしたということで進んでございます。この4事業の主なものなんですけども、住宅整備という事業はございませんでした。一つの例にするんですけれども、ごみの焼却場をつくってですね、その余熱を利用したスポーツ施設等をやっていくと。それが平成の10年から11年にかけて事業を進めようということで、このPFI法ができたのが、法ができたのが平成11年ということで、事前調査ですね、民間とのヒアリング等々、何も言わない中で、ある程度シミュレーションでPFIに臨んだということを聞きました。

そうしたデータ不足等々のことと、また事業化の、ほかにもあったんですけど事業化に伴う遅延ですね、事業がおくれてしまったことによって事業ができなくなったということも聞いてございます。これはですね、いわゆるBTO方式ではなくてBOT、B・O・Tと。町がその土地をですね、貸す。貸して民間それやってくださいということで、例えばその収入をですね、直接民間が受けて、それで事業を回すと。独立採算型という事業なんですけども、そういう手法でやっているところの4事業が失敗というか当時、失敗及び倒産してですね、やったということでございます。

金融機関にですね、直接、融資の契約をしていないところもございました。 独自でやっているということで。1事業が金融機関との連携で直接協定、市と協定を結んだりしていたところについてはですね、金融機関がその担保として事業費を補填しているということは聞いております。ただ、PFI事業としては、そこで終わっているということで、失敗事例としてはそのような形を聞いてございます。事業的にはですね、527事業の中で4事業が失敗及び事業者が倒産したということでございます。

あとですね、確かに地域優良賃貸住宅、法に基づくですね、規定にこれでつくるんですけれども、それに基づいて補助金もいただいて起債をしてやっていく事業なんですけれども、その規定の中にはですね、やっぱり18歳未満という

規定がございます。子育て支援については18歳未満という規定がございます。 そこはですね、今後、条例とかをつくるに当たってですね、「ただし」という ものを入れながらですね、幅広くやっていきたいということがございます。

山北町さんとですね、鹿屋市さん、同じように地域優良賃貸住宅に基づいて同じような事業をやってございます。30年間でやっぱりやっています。山北町さんは25年間の事業期間でやってございます。その鹿屋市さんは、28年度にですね、事業を着手して30年間やっているんですけれども、そちらのほうはですね、入居率とか90%でやっている中でですね、最終的に30年後もですね、90%でやると。これが事業者さんにリスクを負わせる、やってもらうということでやっていますので、そこは例えば途中で家賃変えますよと、こうしますよということによって事業者さんの展開が落ちてしまうということで聞いてございます。これはあくまでも参考事例なんですけれども、そうした中で、町もですね、民間さんに入居は90%でいくということを、リスクをしょわせてですね、やるのが基本であるということです。

そのリスクの最終的に協議、最終的にはSPCと町が協議をして、どうしてもできない場合については協議をして、金融機関も入ってもらってやるというシステムがこのBTO方式ということでございます。そういうのを踏まえてですね、町の住宅施策も今後ございますので、確かにその後の部分については、この前もちょっと言わせていただいたんですけれども、やっぱり住宅施策して、町が今やっているのは補助金ですね、家を建ててもらって。その前にやっぱり町として、入っていただいた方、賃貸住宅に入っていただいた方に町のよさを感じていただいて、例えば教育もそうです。そういう部分をもっとPRしてですね、では町に住んでいただこうという、そこには住宅支援があるということで、今後努めていきたいなというふうには今思っているところでございます。以上です。

議 長 平野議員に、質問、質疑につきましてはですね、一問一答方式ということで、 一遍にですね、2つ以上の質問ではなく、1問に対してですね、1つの答弁を 得るという方式でお願いをしたいと思います。

1 番 平 野 はい。ありがとうございます。やはり住宅のこのPFIでは、なかなかまだ

先行例がないと、失敗例もないということで、少し安心はしたんですが、527例のうちの4つの失敗例ということで、その辺の原因というか、それもすごく 把握していられるなと思いましたので、何かちょっとね、もし特別委員会など で資料がもしいただければ、それもお願いしたいなと思います。

あと、続けて定住のことを言っても大丈夫ですか。

議 長 はい。

8

1 番 平 野 定住のその戦略ということで、新築の補助金などと、あとは教育などの環境を整えるということで、私もせんだって質問したように、やっぱり教育は本当に転居の先を選ぶのに物すごく親は気にするところなので、ぜひそれは少子化担当だけではなく教育課も一緒になってぜひ取り組んでいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。ほかに。

細かいとこは、また改めてお伺いしますけれども、今回の30年間にわたるね、 番小 濹 重職かけてやるこの事業の中で、せっかく民間のほうにお願いをしているわけ ですけれども、減価償却という発想は一切出てこないんですか。要するに建設 費で、ここで約8億ぐらいの建設費で建物が建って、それが30年たっても帳簿 上の資産が8億残ってるって、どう考えてもおかしな話なんですけれども。要 するに減価償却の仕組みを取り込んでいけばね、さっきお話があったBOT、 要するに契約期間が終わるまで建物は民間会社のほうに所有権をお任せしてお きますよってやれば、減価償却もできるし、それからBOTでやれば民間会社 に資産が行ってれば当然、固定資産税は町がもらえるのかな。そんなところも ありますけれども、これだけ大きなものをつくっていて、やはり毎年毎年、減 価償却をしていくことによって、何ていうんですか、建物がどんどん資産価値 が減っていくという。減価償却したものは、何ていうのかな、民間でいえば利 益の部分になってくるんですけれども、あるいは新しく更新するときの建てか え費用になっていくわけですけれども、そういう発想というのはとられていな い。ほかのPFI事業を見ても、余りそれやっているところがないみたいなん だけど、その辺はどういう考えを持っていますか。

定住少子化担当課長 御質問ありがとうございます。減価償却につきましては、PFI法に基づきで

すね、特別な規定はございません。最終的に建物が残る、そしてその建物と一緒にですね、町が今までやってきた収益あるいは基金等ですね、そこにためたもので最終的にSPCさん、会社と町と協議をして、そこを廃止にするのか、あるいは、その事業者さんにもう一度継続してやってもらうのかという最終的な協議がございます。これがPFIで、30年間終わった後どうしようかということでございます。例えば民間さんに……

議 長 減価償却を取り入れない理由の説明を。制度の説明で、PFI……

定住少子化担当課長 取り入れた仕組み。

議 長 取り入れないという理由の説明です。

定住少子化担当課長 この事業自体について、取り入れないというか、今まで従来方式と同じようにですね、その中でいかにコストを抑えて事業を30年間やると。その後に、今言ったような減価償却も踏まえてですね、そのものを基金によって廃止にするかということをPFIでは考えてございます。なので、減価償却の取り入れということは今現在考えてございません。

8 番 小 澤 やっぱりこれからね、民間と連携しながら何かやっていこう、あるいは建物を建てていこうといったときに、従来のやり方じゃなくてね、やっぱりそういった減価償却という発想を持ち込んで、その期間が来たときに、新たに建てかえるだけの費用を、減価償却をやっておけばそれが積立ができるわけですよ。だから、それがもう期間が来たから取り壊して、かわりに新たにつくろうといったときの財源にもなるんで、そういう発想を持って、このPFIで取り組みといったら、SPC、新しい会社自体は余りいい顔をしないでしょうよ。しないけれども、でもそういうような発想を入れた中で考えていったほうのがいいのかなと。

町の資産、名目上の資産が、この調書自体もそうですけれども、名目上の資産は物すごいあるけれども、実際やってみたら何だ、こんなもんかっていう、そういうね、ギャップがこれから出てくるんで。こういった役場や市役所じゃ、そういう発想はありませんよと言われればそれまでなんだけど、ただ将来にわたって一つちょっと考えて、それも頭のすみに入れながらやっていくのも、やっていく必要があるかなと思いますので。ここでは、やれとは言いませんけれ

ども、はい、以上です。

議 長 じゃあ答弁よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

2 番 田 代 債務負担行為、11億2,273万2,000円についてお尋ねします。これについて11 月の17日に配付された全員協議会の資料の1ページの下段に、全体事業費が出 ております。その合計と突合しておりますから、債務負担行為、突合しており ますから、この内訳が積算根拠と、このように理解してよろしいですか。

定住少子化担当課長はい。そのような形でお願いします。

2 番 田 代 私も時間がない中でざーっと見たんですけれども、そのときに配付された資料、それの4ページ目を見ていただきたいんですけれども、建設費、従来手法の場合が7億6,487万2,000円になっています。PFI手法の場合は6億9,883万5,000円です。いいですか、もとに戻って1ページの町屋地区の建設費5億9,034万と籠場地区1億7,453万2,000円を足すと7億6,487万2,000円なんですよ。よろしいですか。従来手法の数字になっちゃってるんです。PFIのほうは、こちらだと6億9,838万5,000円なんです。この辺で突合してませんけれども、この内容についてお答えいただきたい。

定住少子化担当課長 大変ありがとうございます。実は、私も説明不足で大変申しわけなかったです。 実はですね、金額、債務負担の設定につきましては、国、ほかの市町村もございます。設定する事業についての最高の事業費については、従来方式のですね、事業を組むということでなってございます。その後にですね、事業者を募集をして、 最終的なそのデータをもとにですね、VFM削減効果の事業の積算をして出していただくということで、最終契約時にはですね、最終の債務負担はまた変わることになりますので、ちょっとその辺の説明不足で大変申しわけなかったです。 ありがとうございました。済みません。

2 番 田 代 課長ね、これ、すごい大事な問題なんですよ。1万、2万が違う問題じゃないんですよ。今言われればわかりますけども、これから恐らく委員会付託になったときも、それは説明不足でしたというのは、後出しは勘弁してください。また次に債務負担行為が契約のときに、その先にあると思うんですけどね、そのときに矛盾点が出たときに、それは説明不足でしたは勘弁してください。すごい大事なことを今議決しようとしていますので、一つ一つの資料に対して本

当に裏づけになるような説明責任をお願いしたいと思います。これは要望です。 以上です。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっています本案につきましては、議員 全員で構成する一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、 審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は、議員全員で構成します一般会計補正予 算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定いたしまし た。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に正副委員長の選任をお願いします。決 定しましたら、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

(10時22分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

(10時40分)

特別委員会委員長には齋藤永君、副委員長には飯田一君が決定いたしました。 審査をよろしくお願いいたします。

議 長 以上で本日予定いたしました日程の全てが終了しましたので、本日の会議は これにて散会といたします。

なお、午前11時より全員協議会を大会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。午後1時より産業厚生常任委員会を大会議室で、総務文教常任委員会を4A特別会議室で開きますので、各委員会の方は御参集くださるようお願いいたします。また、産業厚生常任委員会及び総務文教常任委員会が終了いたしましたら、議会基本条例制定委員会を大会議室で開きますので、委員の方は御参集くださるようお願いいたします。

あすは午前9時より一般会計補正予算審査特別委員会を開きますので、大会 議室に御参集くださるようお願いいたします。また、午後より本会議を開きま すので、定刻までに御参集をお願いいたします。 本日は御苦労さまでした。

(10時41分)